

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、秋田市上北手猿田土地改良区から次のとおり役員
の退任の届出があったので、同条第18項の規定に基づき、公告する。

令和3年4月16日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 退任理事の住所及び氏名

秋田市上北手猿田字館ノ下62番地3

熊谷 信一